

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」を基本理念として掲げ、総合的かつ計画的に障害者施策を推進しています。

本計画においても、この基本理念を受け継ぎ発展させながら、障害者とその能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らし続けられるよう、地域の中で障害のある人もない人も、ともに育ち、ともに働き、ともに生きる社会を、市民とともにつくっていきます。

ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち

基本的な考え方

- すべての市民は、障害の有無に関わらず一人ひとりの尊厳が尊重されるとともに、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。障害者も例外なく、地域社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション[※]）と、障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざす（リハビリテーション[※]）の理念のもとに推進します。
- 本計画では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念に加え、すべての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン[※]」の視点も踏まえ、障害者が地域の中でともに生活できる社会の実現をめざします。

2 基本目標

「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」の実現に向けて、めざす目標を次のように定めます。

基本目標 1 市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり

自分らしい生活を自らの意思で主体的に選択し、地域の中で自立した生活を送ることができる環境を整備することが必要です。

⇒川口市は、障害者の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる地域社会の形成をめざします。

基本目標 2 みんなで支えあい、共生できる地域づくり

障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者を取り巻く地域の人々が相互に交流を図り、ともに支えていく共生社会の実現が必要です。そのためには、地域での人のつながりを大切にし、ともに助けあう関係をつくる必要があります。

⇒川口市は、すべての人々が相互に理解し、地域で支えあうことのできる共生社会の形成をめざします。

基本目標 3 すべての人々にとってバリアのない社会づくり

障害者が生活環境、社会のしくみ、人々の意識等のバリアによって、社会への参加が妨げられることのない社会が求められています。誰もが利用しやすい環境づくりの視点に立ち、社会のさまざまなバリアをなくすとともに新たなバリアをつくらないことが必要です。

⇒川口市は、障害者にとって快適な暮らしを支援するため、すべての人々にとって安全・安心・快適で利用しやすいユニバーサル[※]な社会づくりをめざします。

3 基本施策

(1) 6つの基本施策

基本理念を実現するために、次の6つを基本施策に据え、総合的に施策を展開します。

基本施策 1 障害者の権利擁護と心のバリアフリーの推進

- 意思を伝達することが困難なため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障害者が安心して日常生活を送れるよう、障害者の虐待防止と権利擁護体制を確立するとともに、障害の特性に配慮した情報の提供、コミュニケーション支援など、合理的配慮※に向けた取組みを推進します。
- 障害についての正しい知識を広め、障害者に対する理解をより一層深めるため、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、市民のボランティア活動や地域福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

基本施策 2 地域における障害者の自立支援

- 障害者とその家族が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、障害者相談支援事業所の相談員一人ひとりの資質向上に努め、ケアマネジメント※を活用した相談支援の充実を図ります。
- 障害者の自立を促進するための基盤として、サービスを必要なときに利用できるよう、計画的に基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- 施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行にあたって、地域生活への準備等の支援を行うとともに、安定した地域生活を定着させるための支援を充実します。
- 障害者の自立と社会活動を促進するため、生活支援のための手当の給付や貸付制度の周知に努めます。

基本施策 3 保健・医療体制の充実

- 生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう、心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導體制の充実を図ります。
- 障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、周産期医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減に努めます。また、医療費が過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減に努めます。

基本施策 4 障害者の社会活動の支援

- 関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより福祉的就労[※]も含め、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。
- 障害者が安全で快適に移動し、あらゆる社会活動に参加することができるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。

基本施策 5 障害児とその家庭への支援

- 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育[※]につなげる支援体制を充実します。また、障害児の早期からの療育体制を充実し、障害の特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう療育相談機能の充実を図ります。
- 保育所、留守家庭児童保育室における障害児の受け入れを拡充するとともに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて保育内容の充実を図ります。
- 障害の特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実を図ります。

基本施策 6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

- 障害者はもとより、誰もが快適な生活が送れるよう、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 障害者が安心して生活を送ることができるよう、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故や消費者被害の防止に努めます。

(2) ライフステージに応じた支援

6つの基本施策の展開にあたっては、ライフステージに応じた切れ目のない支援に組みます。

乳幼児期（おおむね妊娠・出産から5歳まで）

- 母子保健や各種乳幼児健康診査を充実するとともに、川口保健所や埼玉県南児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、障害の早期発見・早期療育*体制の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園における交流保育を進めるとともに、小学校に入学するための訓練の充実を図ります。
- 子育てに疲れたとき一時的に子育てを休むことができるよう、短期入所事業・日中一時支援事業などのサービスの充実を図ります。

就学期（おおむね6歳から17歳まで）

- 障害児の特性や能力に応じて教育の機会を保障するとともに、特別支援教育をはじめ障害児一人ひとりの個性や障害の状況に即した教育の充実を図り、障害児の豊かな人間性と望ましい人間関係の形成、相談活動を通して障害児への援助・指導に努めます。
- 障害について専門的知識を有する指導員を確保しながら、留守家庭児童保育室の受入れ枠を拡充し、放課後児童の健全育成に努めます。
- 発達障害*のある児童生徒の発達及び円滑な社会生活を促進するため、障害を早期に発見し、支援を行います。
- 学校における就学相談の充実を図るとともに、中学校卒業後の進路について、障害児とその保護者が安心して相談できる場の確保に努めます。
- 福祉サービスを必要とする子どもに対しては、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、居宅介護や放課後等デイサービス、短期入所などの居宅支援サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校高等部等の卒業後にその人に合った進路として、働く場、訓練の場、日中活動の場が選択できるよう、保健・医療・福祉・労働の各分野の関係機関との連携を図ります。

成年期・壮年期（おおむね 18 歳～64 歳まで）

- 障害者とその適性と能力に応じて就労することにより、自立と社会参加を促進します。また、一般企業での雇用が困難な障害者のための福祉的就労^{*}の場の充実を図ります。
- 障害者が地域で生活を送れるよう、身近なところで相談支援が受けられる体制づくりを推進するとともに、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、生涯学習の機会を提供し、より質の高い生活の向上に努めます。

高齢期（おおむね 65 歳以上）

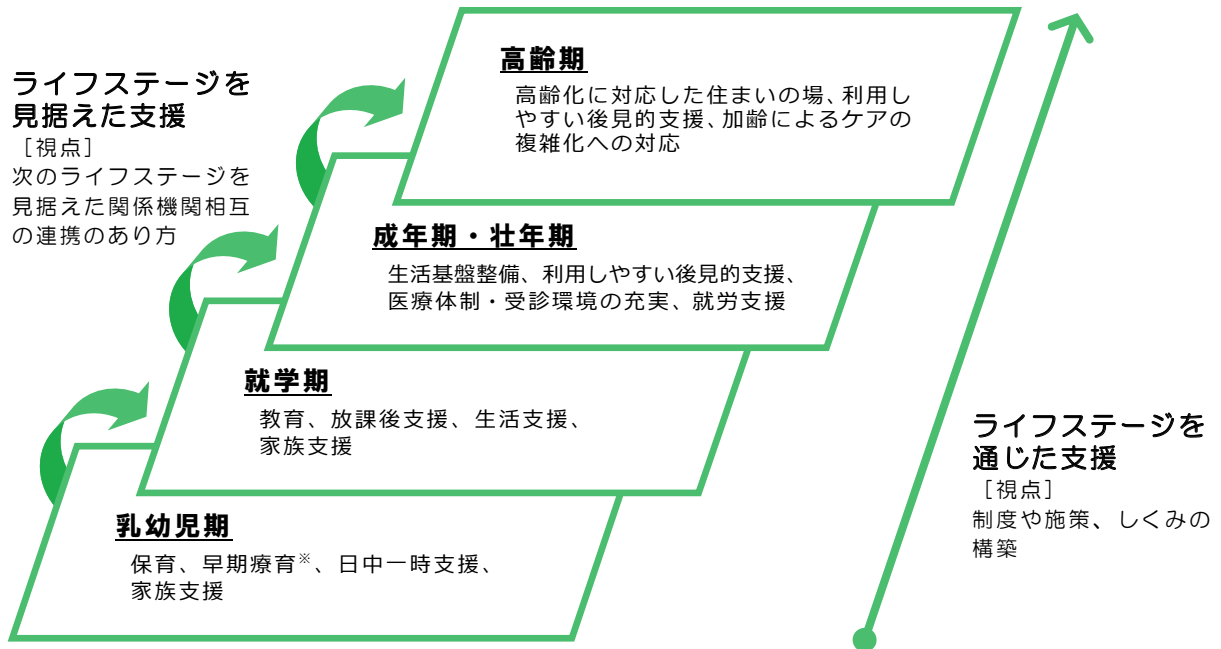
- 障害の重度化を予防するため、リハビリテーション医療の充実を促進するとともに、健康づくりを支援します。
- 高齢障害者の社会参加を促進するため、障害者やボランティア等が参加して余暇を楽しむ機会を提供します。
- 生活機能の維持回復や機能低下の防止を図るため、身近なところで相談が受けられる体制づくりを推進します。また、生活上の介護が必要な人には、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用を促進し、障害の特性に合わせた支援に努めます。

生涯を通じて

- 障害者が地域で安心して生活を送れるよう、地域におけるNPOの活動やボランティア活動を支援するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にしながら、障害者に対して、自然に援助や支援の手がさしのべられる、心のかよう福祉のまちづくりを進めます。
- 日常生活用具や補装具の支給、自立支援医療などの支援策を推進するとともに、短期入所事業などの介護者のための支援策を充実し、介護疲れやストレスの解消に努めます。
- 障害者の社会復帰を促進するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して各種施策・事業を進めるとともに、障害者が地域において安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進します。
- グループホームの整備を推進するとともに、重度の障害があっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、市営住宅の整備や既存住宅改造の助成等を通して住宅のバリアフリーを促進します。
- 誰もが一緒に使えるよう、ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりを推進するとともに、移動手段の確保やコミュニケーション支援を充実し、あらゆる社会活動への参加を促進します。

- 地域の安全を守るため、関係機関が連携して支援の必要な人に配慮したきめ細かな防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害の未然防止に努めます。

■ライフステージに応じた支援



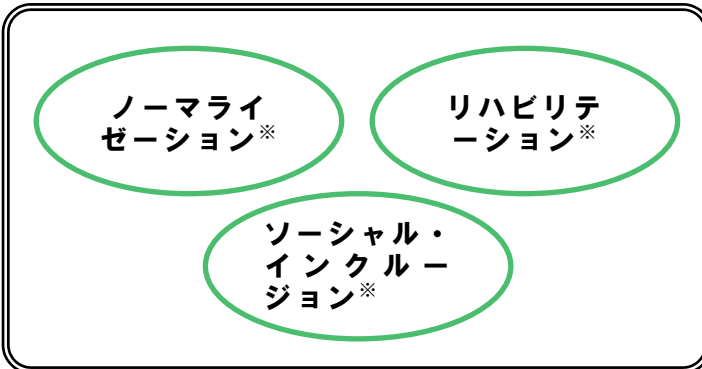
〈施策の体系〉

【基本理念】

【基本目標】

ともに支えあう地域の中で、
すべての人が輝くまち

【基本的な考え方】



基本目標 1

市民だれもが自分らしく
生きることのできる環境づくり

基本目標 2

みんなで支えあい、共生できる
地域づくり

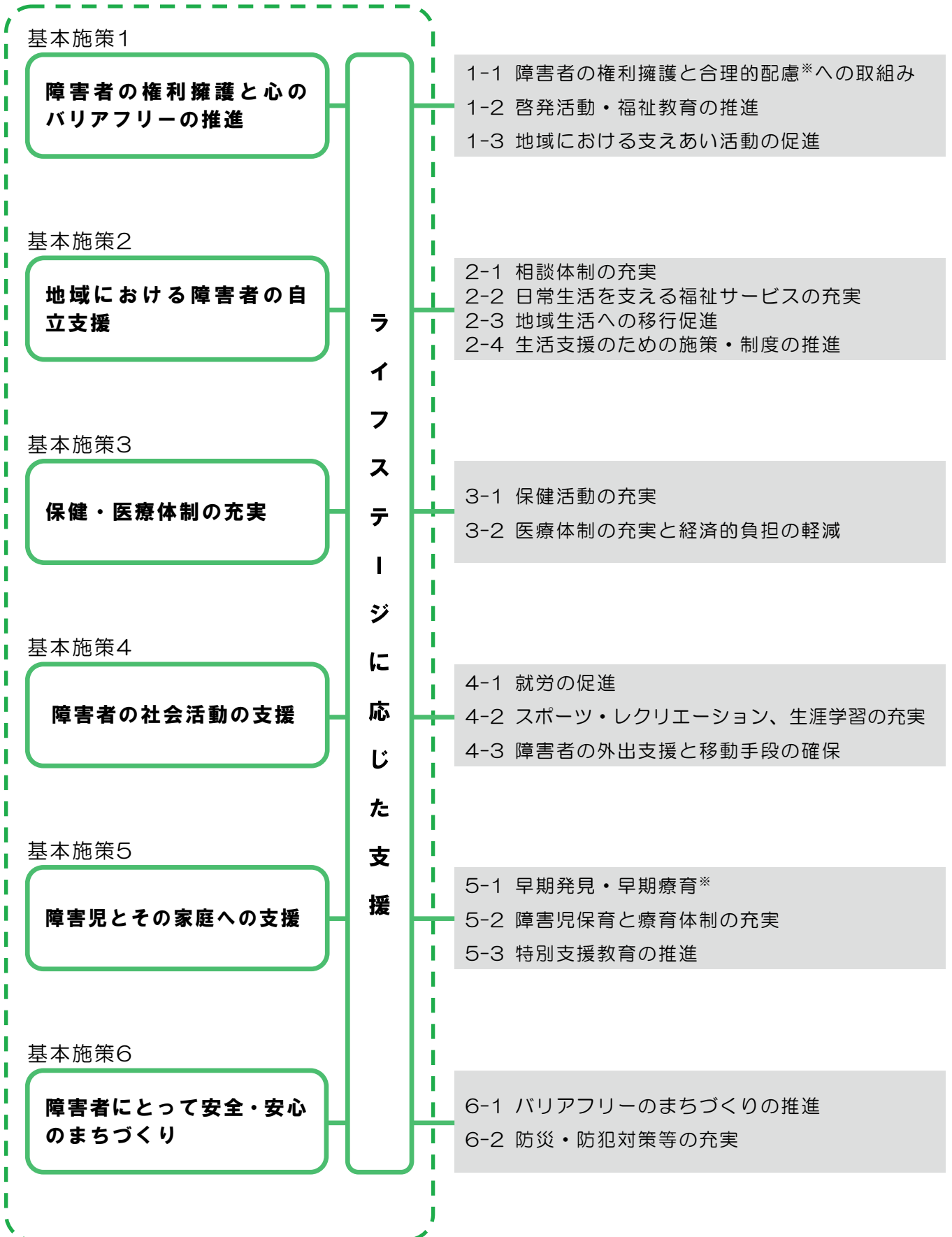
基本目標 3

すべての人々にとってバリア
のない社会づくり



【基本施策】

【施策の展開方向】



〈推進事業〉

※新は新規事業

基本施策1 障害者の権利擁護と心のバリアフリーの推進

施策の展開方向	事業名、担当課
1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮*への取組み	1 障害者等の権利擁護〔障害福祉課、社会福祉協議会ほか〕 2 障害者虐待防止センター事業〔障害福祉課〕 新 3 権利擁護体制の充実〔長寿支援課、障害福祉課ほか〕 4 「障害者ガイドブック」の内容充実〔障害福祉課〕 5 点字・録音広報等の発行〔障害福祉課、社会福祉協議会〕 6 選挙における投票環境の整備〔選挙管理委員会〕 7 成年後見制度*利用支援事業〔長寿支援課、障害福祉課〕 8 意思疎通支援事業〔障害福祉課〕
1-2 啓発活動・福祉教育の推進	9 障害者の理解と共感を促す地域社会づくりの推進〔障害福祉課〕 10 交流及び共同学習の啓発を深める教育の推進〔指導課〕 11 ボランティア・福祉教育全体計画等の作成〔指導課〕 12 福祉教育指導資料集の発行〔指導課〕 13 研究委嘱校における特別支援教育の拡充・深化〔指導課〕 14 福祉協力校の指定〔指導課〕 15 障害者への理解を深めるための教育の推進〔指導課〕 16 精神保健福祉に関する普及啓発〔障害福祉課、保健センター〕 17 広報の充実〔障害福祉課〕 18 「川口市福祉の日」の推進事業の実施〔福祉総務課〕 19 障害者週間*記念事業等の開催〔障害福祉課〕
1-3 地域における支えあい活動の促進	20 障害者団体への活動補助〔障害福祉課〕 21 障害者団体連絡協議会との連携〔障害福祉課〕 22 住民参加型福祉サービス事業の推進〔社会福祉協議会〕 23 ボランティア育成事業等の推進〔市民パートナーステーション、社会福祉協議会〕 24 ボランティアの登録・紹介・相談〔市民パートナーステーション、社会福祉協議会〕 25 ボランティア大学の充実〔社会福祉協議会〕 26 ボランティア団体の活動支援と連携〔障害福祉課〕 27 学校教育における福祉教育の推進〔指導課〕 28 教職員の福祉活動への参加促進〔指導課〕 29 ボランティアに対する情報提供〔社会福祉協議会〕 30 民間協力団体との連携強化〔障害福祉課〕

基本施策2 地域における障害者の自立支援

施策の展開方向	事業名、担当課
2-1 相談体制の充実	31 精神保健福祉相談体制の充実〔障害福祉課、保健センター〕 32 相談窓口の充実〔障害福祉課〕 33 ピアカウンセリング*の実施〔障害福祉課〕 34 福祉と保健の協力体制の充実〔障害福祉課、保健センター〕 35 相談機能の充実〔障害福祉課〕 36 相談支援事業（障害者相談支援センター）〔障害福祉課〕
2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実	37 紙おむつ支給事業の推進〔障害福祉課〕 38 障害者一時入所施設「しらゆりの家」〔障害福祉課〕 39 民間による施設建設の支援〔障害福祉課〕 40 公立施設の有効利用の方策の検討〔障害福祉課〕 41 ホームヘルパーへの研修の充実〔障害福祉課〕 42 保健福祉専門職の確保〔障害福祉課、保健センターほか〕 43 共用品・共用サービス*の普及・啓発〔障害福祉課〕 44 全身性障害者介助人派遣事業〔障害福祉課〕 45 ふれあい収集〔収集業務課〕 新 46 訪問系サービス〔障害福祉課〕 47 日中活動系サービス（介護・訓練）〔障害福祉課〕 48 補装具の交付・修理〔障害福祉課〕 49 入浴サービス事業の推進〔障害福祉課〕 50 日常生活用具給付等事業〔障害福祉課〕 51 地域活動支援センター事業〔障害福祉課〕 52 日中一時支援事業〔障害福祉課〕
2-3 地域生活への移行促進	53 市・県営住宅の入居の確保〔住宅課〕 54 市営住宅の整備〔住宅課〕 55 住宅改造相談の実施〔建築審査課〕 56 重度障害者居宅改善整備費の助成〔障害福祉課〕 57 グループホーム等の整備支援〔障害福祉課〕 58 通過型施設*設置の研究〔障害福祉課〕 59 地域生活への移行支援〔障害福祉課〕 60 居住系サービス〔障害福祉課〕 61 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〔障害福祉課〕
2-4 生活支援のための施策・制度の推進	62 特別障害者手当の給付〔障害福祉課〕 63 障害児福祉手当の給付〔障害福祉課〕 64 福祉手当（市の制度）の給付〔障害福祉課〕 65 福祉資金（生活資金）の貸付〔福祉総務課〕 66 生活福祉資金の貸付〔社会福祉協議会〕

基本施策3 保健・医療体制の充実

施策の展開方向	事業名、担当課
3-1 保健活動の充実	67 精神保健福祉に関する講座等の開催〔障害福祉課、保健センター〕 68 がん検診事業の推進〔保健センター〕 69 ポピュレーションアプローチ*の推進〔保健センター〕 70 障害者歯科の健診〔障害福祉課〕 71 失語症者支援事業及び地域自主グループへの支援〔保健センター〕 72 精神保健福祉連絡協議会の充実〔障害福祉課〕
3-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減	73 高齢者保健医療の推進〔高齢者保険事業室〕 74 周産期医療体制の充実〔医療センター〕 75 重症心身障害者への支援〔障害福祉課〕 76 難病*疾患療養費補助金の給付〔障害福祉課〕 77 小児慢性特定疾患手術費見舞金〔障害福祉課〕 78 重度心身障害者医療費の助成〔障害福祉課〕 79 自立支援医療の推進〔障害福祉課〕

※新は新規事業

基本施策4 障害者の社会活動の支援

施策の展開方向	事業名、担当課
4-1 就労の促進	80 働く場の確保〔労政課〕 81 障害者雇用に関する啓発事業の推進〔労政課〕 82 職業訓練・講習の推進〔労政課〕 83 職業相談の推進〔労政課〕 84 障害者雇用機会創出事業〔障害福祉課〕 85 障害者就労支援センターの充実〔障害福祉課〕 86 市職員への雇用促進〔職員課〕 87 福祉的就労*の場の充実〔障害福祉課〕 88 官公需の拡大〔関係各課〕 新 89 日中活動系サービス(就労支援)〔障害福祉課〕

施策の展開方向	事業名、担当課
4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実	90 障害者の自立活動の支援〔障害福祉課〕 91 市内公共施設使用料金の減免〔関係各課〕 92 スポーツ大会等への参加促進〔障害福祉課〕 93 障害者スポーツの振興〔生涯学習課、スポーツ課〕 94 イベント開催の支援〔障害福祉課〕 95 点字・録音図書貸し出し〔中央図書館〕 96 障害者の文化活動への支援〔生涯学習課、文化推進室〕 97 学習機会の充実〔生涯学習課〕 98 学習・文化活動の場の環境整備〔生涯学習課〕 99 精神障害者の社会復帰の支援〔障害福祉課、保健センター〕
4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保	100 公共交通機関の利便性向上〔都市交通対策室〕 101 補助犬の普及促進〔障害福祉課〕 102 公共料金の割引等の周知〔障害福祉課〕 103 福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成〔障害福祉課〕 104 移動支援事業〔障害福祉課〕 105 社会参加促進事業〔障害福祉課〕

基本施策5 障害児とその家庭への支援

施策の展開方向	事業名、担当課
5-1 早期発見・早期療育*	106 乳幼児健康診査事業の推進〔保健センター〕 107 乳幼児の健康管理の推進〔保健センター〕 108 妊産婦の健康管理の推進〔保健センター〕
5-2 障害児保育と療育体制の充実	109 障害児保育の推進〔保育課〕 110 交流保育の推進〔保育課〕 111 指導の充実と指導体制の確立〔保育課〕 112 放課後施策の充実〔学務課〕 113 障害児通所施設の充実〔障害福祉課〕 114 障害児等療育支援事業の推進〔障害福祉課、わかゆり学園ほか〕 115 子どもの総合的発達支援施設設置の研究〔わかゆり学園ほか〕 116 障害児（者）生活サポート事業〔障害福祉課〕
5-3 特別支援教育の推進	117 教育相談・就学相談・就学支援の充実〔指導課〕 118 通級による障害児教育の充実〔指導課〕 119 交流及び共同学習の推進〔指導課〕 120 訪問相談の推進〔指導課〕 121 通級指導教室での指導の充実〔指導課〕 122 特別支援学級への指導補助員の配置〔指導課〕 123 教職員研修の充実〔指導課〕

基本施策6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

施策の展開方向	事業名、担当課
6-1 バリアフリーのまちづくりの推進	124 バリアフリー法・福祉のまちづくり条例に基づいた施設づくりの推進〔建築審査課〕
	125 川口市バリアフリー基本構想に基づく整備の推進〔都市計画課ほか〕
	126 道路の整備・改善〔道路建設課、街路事業課〕
	127 歩道における障害物の除去〔道路維持課〕
	128 公園施設の整備・改善〔公園課〕
	129 うるおいのある水辺環境の創出〔河川課〕
	130 土地区画整理事業の推進〔各土地区画整理事務所〕
	131 おもいやり駐車場制度の促進〔都市計画課〕 新
6-2 防災・防犯対策等の充実	132 福祉避難所の整備〔防災課、障害福祉課ほか〕
	133 災害時要援護者登録制度の充実〔長寿支援課、障害福祉課ほか〕
	134 災害時の支援体制づくりの推進〔防災課、障害福祉課ほか〕
	135 自主防災組織の育成〔防災課〕
	136 緊急通報システムWeb119の推進〔指令課〕 新
	137 緊急通報システム事業の推進〔長寿支援課、障害福祉課〕
	138 既存建築物耐震改修補助事業の推進〔建築審査課〕
	139 防犯対策の充実〔防犯対策室〕
	140 交通安全思想の普及〔交通安全対策課〕
	141 消費者被害の未然防止〔市民相談室、経済総務課〕

第4章

重点施策「将来にわたる安心施策」

障害者とその能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策推進のための主要課題を踏まえ、計画期間中特に重点的に取り組む施策を「将来にわたる安心施策」として位置づけます。

「将来にわたる安心施策」は、障害者の置かれている状況を踏まえ、アンケート調査やヒアリング調査、意見交換会などを通して得られたニーズを把握し、真に求めている重点的な施策を設け取組みます。

他の施策と同様に、障害者を含むすべての市民と市、県をはじめとする関係機関が相互に連携・協働してともに作り上げていきます。

■重点施策「将来にわたる安心施策」

1 障害者と家族の高齢化への対応

2 障害者の地域生活支援

3 障害者の就労支援

4 災害時の障害者への支援体制の整備

1 障害者と家族の高齢化への対応

【基本的な考え方】

アンケート調査やヒアリング調査、意見交換の場で、「親亡き後の不安」を訴える声が多く寄せられました。このことは、各種福祉サービスの基盤整備が進んできた現在においても、依然として家族による支援が大きな力となっていることを物語っています。

また、一方で「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて、障害者が自立できるための支援を始める必要性についても指摘されています。

障害者とその家族が抱えている不安を解消するため、グループホームなどの居住系サービスの充実、一時入所施設や短期入所施設の整備を推進します。また、家族の切実な要望である入所施設については、その確保に向けた取組みを進めます。

【施策の展開方向】

◆住まいの場の確保

長年住み続けている自宅やグループホームなど、自ら住まいを選択し、生活し続けることができるよう、居住系サービスの整備を推進します。

また、契約手続等の支援を行うことにより、民間賃貸住宅への入居にあたっての不安を解消し、地域での生活を支える取組みを進めます。

◆入所施設の整備

現在の滞留型施設*のほか通過型施設*についても研究し、併せて入所施設の確保に向けた取組みを進めます。

◆一時入所施設、短期入所施設の充実

家族の急病などにより、障害者への介護が一時的に困難になった場合などに対応するため、「しらゆりの家」のあり方を検討するとともに、短期入所施設の整備を進めます。

2 障害者の地域生活支援

【基本的な考え方】

アンケート調査において、市民・関係団体・事業所からは「相談体制の充実」「身近なところで相談ができること」を望む声が多くあげられており、また意見交換の場では、サービスのきめの細かさを求める意見も寄せられていました。

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、サービス提供方法の改善に引き続き取組みます。また、必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害者相談支援センターの周知など相談支援体制の充実を図ります。さらには、ホームヘルパーの研修への参加を促進し、居宅系サービスの質の向上に努めます。

【施策の展開方向】

◆相談支援体制の充実

障害者の多様な相談に応じるため、障害者相談支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、障害者相談員などと市が連携をとり、相談機能の充実を図ります。また、視覚障害者や聴覚障害者、精神障害者など市内で活動している当事者が、障害者やその家族に対してピアカウンセリング※を行えるよう、障害者相談員を中心としたしくみづくりを進めます。

相談内容に応じた適切な相談機関を選択できるよう、各相談機関の専門性の周知に努めるとともに、障害者が身近なところで気軽に相談できる体制を確立します。

◆サービス支援の充実

障害者のニーズに応えるため、適正で安定したサービスの基盤整備を図り、障害者とその家族の支援を行います。また、障害者を介護するホームヘルパーに対し研修への参加を促進し、人材の確保と資質の向上に努めます。

3 障害者の就労支援

【基本的な考え方】

アンケート調査によると、就労（福祉的就労*を含む）している人は身体障害者及び精神障害者がそれぞれ約2割、知的障害者が約4割を占めていました。また、障害者の就労に必要なこととして、事業主や職場の仲間の理解、就労条件の改善など事業所における取組みを求める意見が多くあげられていました。

こうしたもとで、障害者雇用促進法及び障害者優先調達推進法に基づき、平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられ、また国等が障害者就労施設等からの物品等を優先して調達することになることから、障害者の一般企業への雇用促進や障害者への就労の場の拡大が期待されます。

障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めるとともに、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

【施策の展開方向】

◆一般就労の促進

障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率引き上げを踏まえ、事業主の障害者雇用への理解を深めながら、川口公共職業安定所をはじめ関係機関との連携を一層強化し、障害者の一般就労を促進します。

◆障害者就労支援センターの充実

川口市障害者就労支援センターの周知に努めるとともに、職員の資質の向上とセンターの機能の充実を図ります。

◆福祉的就労の場の充実

働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、障害の状態や適正に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

4 災害時の障害者への支援体制の整備

【基本的な考え方】

アンケート調査において、災害時に心配なこととして、自力での避難や避難所生活の難しさがあげられていました。また、策定委員会委員より寄せられた障害者施策推進の課題においても、災害時要援護者対策の充実が指摘されていました。

災害時において要援護者の支援を迅速かつ的確に行うためには、第1に、日頃から地域における要援護者の人数や居住実態を把握しておく必要があります。第2に、「災害時要援護者登録制度」の情報を行政と地域の関係機関で共有しておくことが大切です。第3には、平常時から支援体制づくりや避難訓練に取り組んでおくことが重要です。

今後、川口市地域防災計画を見直す中で、福祉避難所の整備とストマ装具等日常生活用具の備蓄、障害者を含め市民に対する多様な情報提供方法等について検討します。

【施策の展開方向】

◆地域で助けあえる体制整備

「災害時要援護者登録制度」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。また、平常時から地域の支援者と災害時要援護者との関係を構築し、災害時には安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、自主防災組織の育成に努めます。

◆福祉避難所の整備

川口市地域防災計画を見直す中で、福祉避難所の指定及び災害用品やストマ装具などの日常生活用具の備蓄、受入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等について検討します。